

2022年6月13日 全10頁

対象者拡大から5年、iDeCo普及の足跡

企業年金のない会社員のiDeCo利用促進が重要課題

政策調査部 研究員 佐川あぐり

[要約]

- 個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者数は、2017年1月の対象者拡大から5年間で約8倍に増え、2022年3月時点で238.8万人となった。会社員や公務員のiDeCo利用が広がっており、公務員の加入率は1割を超えた。利用が低調だった自営業者等や専業主婦等についても、2020年後半以降は新規加入者数の増加ペースが加速している。
- 掛金の拠出状況を見ると、自営業者等と専業主婦等では、少額の拠出をする層と限度額近くまで拠出する層に二極化している。企業年金がある会社員や公務員は、限度額近くまで拠出する層が比較的多いが、企業年金がない会社員は拠出できる枠を余らせている加入者が少なくない。これらの傾向は、5年前から変化が見られていない。
- 企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和（2022年10月施行）や、企業年金がある会社員や公務員のiDeCoの拠出限度額の公平性確保（2024年12月施行）により、企業年金に加入する会社員や公務員のiDeCo利用のさらなる拡大が期待される。その一方で、老後に向けた自助の備えがより重要である企業年金のない会社員について、iDeCoの利用を普及させていくことが重要な課題になっている。

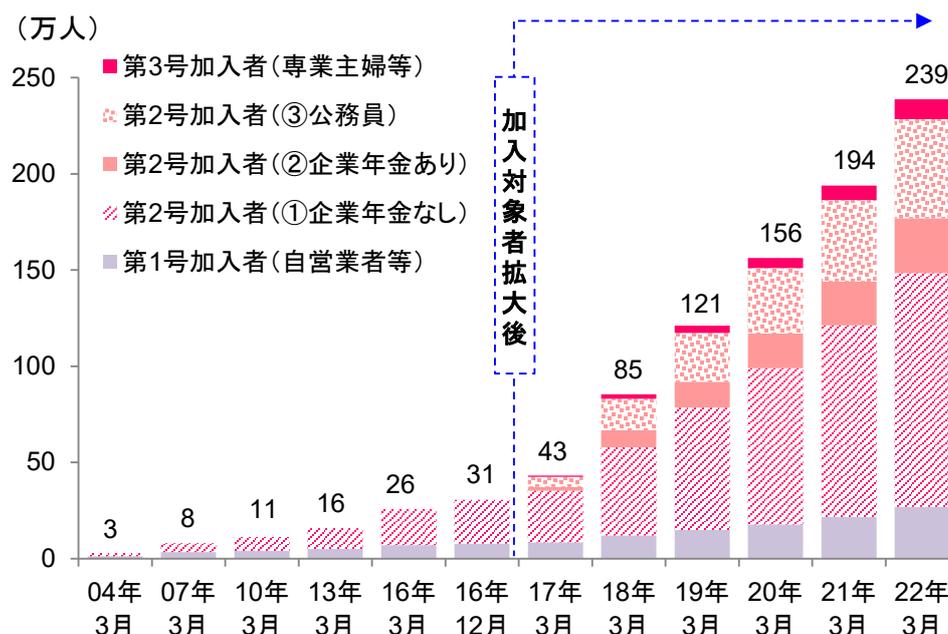
2001年に創設された確定拠出年金（DC）には、企業型DCと個人型DCがあり、後者は2016年に「iDeCo（イデコ）」という愛称が付された。当初、個人型DCの加入対象者は自営業者等や企業年金のない従業員に限定されていたが、2017年1月に対象範囲が大幅に拡大されて以降は、加入者数が急増している。

本レポートでは、2022年3月時点のiDeCo加入者の属性と掛金の拠出状況について、対象者拡大後の5年間の動きを確認する。また、今後実施予定の制度改正には、企業年金に加入する会社員や公務員のiDeCo利用を促す効果が期待できる一方、企業年金のない会社員への利用促進が重要な政策課題として残されていることや、それに関して必要な取り組みについて述べていく。

iDeCo 加入者数は 239 万人

iDeCo の加入者数は 2022 年 3 月時点で 238.8 万人となった（図表 1）。対象者拡大前の 2016 年 12 月末の 30.6 万人から約 5 年間で約 8 倍になった。iDeCo の加入対象者数を公的年金被保険者数全体¹（6,756 万人、2021 年 3 月末）とすると、それに占める加入者数の割合（以下、加入率とする）は、3.5%（=238.8 万人÷6,756 万人）となった。

図表 1 iDeCo（個人型 DC）の加入者数推移



（出所）国民年金基金連合会「国民年金基金連合会業務報告書（各年度版）」「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（各月時点）」より大和総研作成

対象者拡大後における iDeCo の新規加入の動向を見ると、特に 2021 年以降は毎月の新規加入者数の水準が切り上がっている（図表 2）。2017 年 1 月から 2020 年 12 月までの iDeCo の新規加入者数は月平均で 3.5 万人だったが、2021 年 1 月から 2022 年 3 月は同 4.4 万人である。

新規加入者が増えている理由の一つには、2020 年春以降の株高の影響があるだろう。iDeCo の新規加入者数と日経平均株価の関係を探ると、両者には正の相関関係が見られ、特に 2020 年以降は相関が強まっている。この間、株高で資産が増えたり、非課税である運用益の再投資による複利効果を実感できたりした DC 加入者は多かっただろう。参考までに、データが得られる企業型 DC 加入者の 2020 年度における運用利回りの平均は 12.7%であった²。

企業型 DC の運用利回りについては、大手運営管理機関による集計値の平均で 2020 年度は 13.94%となり、調査開始以来の最高値を更新したと格付投資情報センター（R&I）も発表している³。このニュースは日本経済新聞が「確定拠出利回り、初の給付型超え」という見出しで報道

¹ 厚生労働省年金局「令和 2 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」（令和 3 年 12 月）による。

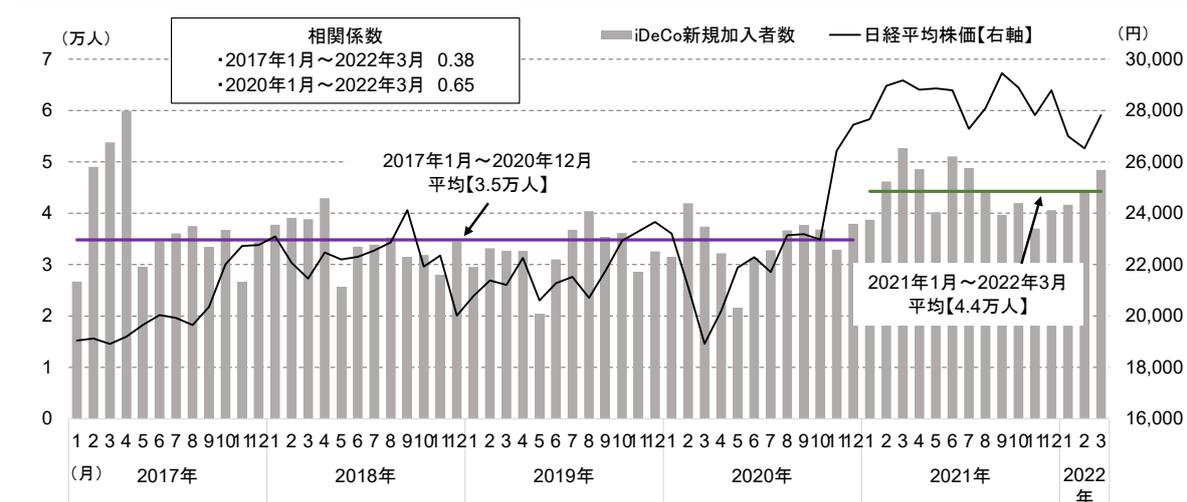
² 企業年金連合会「2020（令和 2）年度決算 確定拠出年金実態調査結果（概要）」（2022 年 3 月 25 日）。

³ 格付投資情報センター『年金情報』（No. 865、2021 年 7 月 5 日）。

しており⁴、多くの人々の目に触れたものと思われる。また、「投資信託に関するアンケート調査報告書」(2022年3月、一般社団法人投資信託協会)によると、投信の興味・関心・購入のきっかけとして「インターネットで見たり調べたりして」や「SNSからの情報を通じて」という割合が年を追うごとに高まっている。DCに関する好調な運用利回りに関する情報や株高を享受したことによる加入者の成功体験談が様々なチャネルを通じて広がることは、iDeCo未加入者のiDeCo利用を促すナッジになっているとも考えられる。

もともと、足元では世界的なインフレ高進やロシアによるウクライナ侵攻の影響などで株価の変動(投資リスク)が大きくなっている。株価下落により資産が減少しているケースもあると考えられ、iDeCoの新規加入者数の伸びは鈍化する可能性もある。だが、iDeCoのような長期運用はそうした相場変動から受ける影響を平準化できる効果(ドルコスト平均法⁵)があり、なるべく若いうちから資産形成に取り組むことが望ましい。高まりつつある人々のiDeCo加入の意欲を株価の先行きが不透明になることによって低下させないためには、運用における長期・分散・積立のメリットを国民全体で共有する方策が関係各方面に求められるだろう。

図表2 iDeCoの新規加入者数と日経平均株価の推移



(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況(各月時点)」、日本経済新聞社データより大和総研作成

会社員、公務員のiDeCo利用が進む

図表3において、2022年3月時点のiDeCo加入者数の内訳を見ると、第2号加入者(会社員、公務員)が201.5万人と最も多く、加入率で見ても4.5%と高い。一方で、第1号加入者(自営業者等)や第3号加入者(専業主婦等)については、加入者数(加入率)が、それぞれ27.0万人(1.9%)、10.3万人(1.3%)と、第2号加入者と比べると低水準となっている。

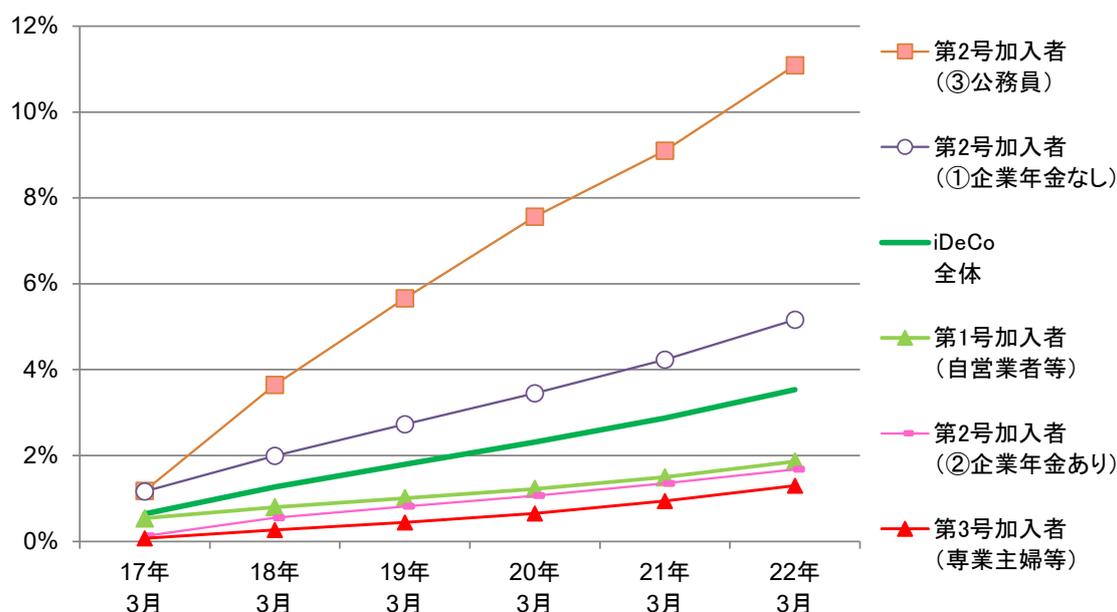
⁴ 日本経済新聞(2021年7月20日)。

⁵ ドルコスト平均法とは、価格変動リスクのある商品について、一定金額を定期的に購入する方法。価格変動リスクのある株式や投資信託などに一度にまとめて投資すると、タイミングによっては高値掴みしたり安値で買い損ねたりするリスクがある。ドルコスト平均法は投資機会を分散して機械的に投資することで、こうしたリスクを回避でき、平均購入単価を平準化させる効果がある。

iDeCo の利用が広がっている第 2 号加入者の中で加入率が最も高いのは「③公務員」であり、加入率は 11.1%と 2 桁になった。公務員の年金については、2015 年 10 月に共済年金が厚生年金に一元化され、共済年金の 3 階部分であった職域加算が廃止された。新たな 3 階部分として創設された「年金払い退職給付」の給付額はこれまでより少なくなると見込まれており、老後に備えるために iDeCo 加入が広がっていると思われる。

図表 3 iDeCo の加入者数（2022 年 3 月時点）と加入率の推移

加入者の種類	第1号加入者	第2号加入者				第3号加入者	合計
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり	③ 公務員	全体	専業主婦等	
A 加入者数【万人】	27.0	121.4	28.5	51.7	201.5	10.3	238.8
B iDeCo加入率【A/C】	1.9%	5.2%	1.7%	11.1%	4.5%	1.3%	3.5%
C 加入対象者数【万人】	1,449	2,352 (注3)	1,695 (注2)	466	4,513	793	6,756 (注1)



(注 1) 2021 年 3 月末時点の公的年金被保険者数。第 1 号加入対象者数は国民年金の第 1 号被保険者数、第 2 号加入対象者数「全体」が第 2 号被保険者（厚生年金被保険者）数、第 3 号加入対象者数は国民年金の第 3 号被保険者数。

(注 2) 2021 年 3 月末時点。確定給付企業年金、厚生年金基金、企業型 DC の加入者数を単純に合計したものであり、複数の制度に重複して加入している場合を考慮していない。

(注 3) 第 2 号加入対象者全体から「②企業年金あり」と「③公務員」を差し引いた人数。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（各月時点）」、厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業の概況」、信託協会・生命保険協会・全国共済農業組合連合会「企業年金（確定給付型）の受託概況」、運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金（企業型）の統計概況」より大和総研作成

第 2 号加入者の中で加入者数が最も多いのは「①企業年金なし」であり（121.4 万人）、その中心は中小企業の従業員と考えられる。近年、中小企業では企業年金の導入割合が低下しているが、勤め先の企業年金制度が廃止された後の受け皿として iDeCo へ加入する動きが増えたのだろう。ただし、加入率の伸びは公務員と比べて緩やかであり、拡大の余地が大きい。

加入者数が第2号加入者の中で最も少なく、加入率が第2号加入者の中で最も低い「②企業年金あり」については、既に勤め先に企業型DCや確定給付企業年金(DB)などの企業年金制度が整備されているため、積極的にiDeCoに加入しようという人や加入できる人は少ないかもしれない。だが、老後に備えようという意識が高まる中、企業年金に加入する会社員も、企業型DCで非課税枠を使い切っていない限りは、可能であれば個人で追加的に掛金を拠出できるiDeCoを利用したいというニーズを有しているのではないかと考えられる。後述するように、今後控える制度改正がそうした層のiDeCo利用を後押しすることが期待される。

自営業者等や専業主婦等の新規加入の動向に変化

会社員や公務員を中心にiDeCoの利用が広がっている一方で、自営業者等や専業主婦等の利用は低い水準であった。2017年の加入対象者拡大前から自営業者等は個人型DCに加入できたが、加入者数の伸びは小幅にとどまっておらず、足元でも加入率は2%に満たない(図表3)。その理由の一つは、国民年金基金や小規模企業共済など、iDeCo以外の制度を利用して資産形成を行っていることが考えられるだろう。また、専業主婦等については、働いていないために所得がない場合や、働いているとしても所得が少ない場合は、iDeCoの掛金が所得控除されるという税制上のメリットを受けられない(受けにくい)ことなどが影響していると考えられる。

だが、対象者拡大後のiDeCoの新規加入者数を見ると、2020年度以降は自営業者等や専業主婦等の増加ペースが高まっている。2020年度の年間の新規加入者数は自営業者等が5.1万人、専業主婦等が2.1万人であり、これはそれぞれ前年比で+23.8%、+36.0%と、iDeCo全体の+8.0%を大きく上回った(図表4)。2021年度も新規加入者の高い伸びが続いており、自営業者等が7.0万人(前年比+36.6%)、専業主婦等が2.9万人(同+37.2%)となった(iDeCo全体は52.6万人、同+20.3%)。

図表4 iDeCoの新規加入者数、前年度比

加入者の種類		第1号加入者	第2号加入者				第3号加入者	合計
		自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり	③ 公務員	全体	専業主婦等	
新規加入者数 (万人)	2017年度	4.5	20.5	6.8	11.1	38.3	1.7	44.5
	2018年度	4.0	19.1	5.4	9.2	33.7	1.5	39.2
	2019年度	4.1	20.3	5.5	9.0	34.8	1.6	40.5
	2020年度	5.1	21.7	5.9	8.8	36.5	2.1	43.8
	2021年度	7.0	25.9	6.7	10.1	42.7	2.9	52.6
前年度比	2018年度	-9.6%	-6.6%	-21.1%	-16.5%	-12.0%	-11.2%	-11.7%
	2019年度	2.8%	5.9%	2.5%	-2.4%	3.1%	7.2%	3.2%
	2020年度	23.8%	7.3%	7.3%	-2.1%	4.9%	36.0%	8.0%
	2021年度	36.6%	19.0%	14.1%	14.1%	17.0%	37.2%	20.3%

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況(各月時点)」より大和総研作成

新規加入者が増えてきた理由の一つとして、新型コロナウイルス感染症拡大による老後への不安増大や不確実性の高まりが、資産形成に関する人々の行動を変化させている可能性が考えられる。2020年以降、コロナ禍における仕事の激減や収入の減少などの経済的な影響を特に大きく受けているのは、個人で事業を営む自営業者等や非正規パート労働をしていた専業主婦等であろう。仕事や収入が不安定で目先の生活資金が必要となれば、原則として60歳まで資産を引き出せないiDeCoの利用は考えにくい。しかし、厳しい状況だからこそ、消費を手控えた分、将来に備えようという意識を持つ人々が行動を起こしたとしても不思議ではない。

掛金の拠出状況

iDeCoは、加入者が毎月一定額（5千円以上、千円単位）を拠出する仕組みである。拠出できる掛金には上限があり、加入者の属性によってその金額が異なる（図表5）。図表5を用いてそれぞれの加入者の拠出限度額（月額、以下同じ）と実際の掛金の状況についてポイントを整理すると次の通りであり、以下で述べる傾向は対象者拡大からの5年間で大きな変化はない。

- ・ 第1号加入者の拠出限度額は6.8万円（国民年金基金の掛金との合計）。5千円から1.4万円の範囲で拠出する層が4割以上を占める。他方、限度額いっぱいを含む「6.5～6.8万円」の加入者も21%いる。
- ・ 第2号加入者の拠出限度額は各区分で金額が異なる。「①企業年金なし」は2.3万円。実際には「2.0～2.3万円（図表5では2.0～2.4万円と表記）」の掛金額を拠出する加入者が57%と多いが、5千円から1.4万円の範囲で拠出する層も少なくない。
- ・ 「②企業年金あり」の拠出限度額は、勤め先の企業年金の制度により3パターンに分かれ、（ア）企業型DCがある場合：2.0万円、（イ）企業型DCとDBがある場合：1.2万円、（ウ）DBがある場合：1.2万円。拠出状況は「②企業年金あり」全体で見ると、「1.0～1.4万円」に属する加入者が82%と最も多く、（イ）と（ウ）に区分される加入者の多くが上限いっぱいまで拠出しているのではないかと考えられる（なお後述するように、（イ）と（ウ）の拠出限度額についても2024年12月以降は（ア）と同様に2.0万円とされる）。
- ・ 「③公務員」の拠出限度額は1.2万円。「1.0～1.2万円（図表5では1.0～1.4万円と表記）」の掛金額を拠出する加入者が88%で、上限まで拠出する加入者が大半を占めている。
- ・ 第3号加入者の拠出限度額は2.3万円。「2.0～2.3万円（図表5では2.0～2.4万円と表記）」の掛金額を拠出する加入者が52%と、上限近くまで拠出する層が半数以上を占めるが、1.4万円以下の範囲で拠出する加入者も5割近く存在している。

以上を要約すれば、第1号加入者と第3号加入者では、少額の拠出をする層と限度額近くまで拠出する層に二極化している。第2号加入者の「①企業年金なし」については、拠出できる枠を余らせている加入者が少なくないが、それ以外の「②企業年金あり」、「③公務員」については、限度額もしくはその近くまで拠出する層が比較的多い。

図表5 加入者の種類別の拠出限度額と掛金額の状況（2022年3月時点）

加入者の種類	第1号加入者	第2号加入者				第3号加入者
	自営業者等	① 企業年金なし	② 企業年金あり		③ 公務員	専業主婦等
			(ア)企業 型DC	(イ)企業 型DC +DB	(ウ)DB	
拠出限度額 (月額)	6.8万円	2.3万円	2.0万円	1.2万円	1.2万円	2.3万円
掛金額別の 加入者数 (人)	(注1)5～9千円	57,376 22%	212,823 18%	42,338 15%	59,182 12%	26,558 27%
	1.0～1.4万円	53,847 20%	245,055 21%	226,233 82%	433,110 88%	19,011 19%
	1.5～1.9万円	8,389 3%	46,633 4%	434 0%		2,868 3%
	2.0～2.4万円	37,080 14%	682,268 57%	7,956 3%		51,557 52%
	2.5～2.9万円	3,748 1%				
	3.0～3.4万円	20,114 8%				
	3.5～3.9万円	2,436 1%				
	4.0～4.4万円	5,297 2%				
	4.5～4.9万円	1,560 1%				
	5.0～5.4万円	13,629 5%				
	5.5～5.9万円	1,056 0%				
	6.0～6.4万円	3,437 1%				
6.5～6.8万円	55,542 21%					
計	263,511 100%	1,186,779 100%	276,961 100%	492,292 100%	99,994 100%	

【平均(単位:円)】		<2022年3月>	<2017年5月>
第1号		28,557	26,780
第2号	①企業年金なし	16,632	15,987
	②企業年金あり	10,910	10,832
	③公務員	11,008	11,329
第3号		15,365	17,916

(注1) 本表の出所である国民年金基金連合会の公表資料では「10,000円未満」と表記されているが、iDeCoへの拠出はあくまでも月額5千円以上というルールに従い、本レポートでは「5～9千円」と表記している。

(注2) DBは、厚生年金基金、確定給付企業年金、私学共済等の確定給付型年金の制度。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況(令和4年3月時点)」より大和総研作成

今後の制度改正、企業年金に加入する会社員のiDeCo利用に注目

図表6に示すように、2022年にはiDeCoに関する制度改正が相次いで実施されている。4月には、受給開始時期の選択肢が拡大された。これまで、iDeCoの年金受給開始時期は60～70歳の間で選択可能であったが、上限が75歳まで引き上げられた。また、5月にはiDeCoの加入可能年齢が60歳から65歳へ引き上げられた。これらは、近年の高齢者の就業拡大にともない、高齢期の経済基盤を充実できるようにする観点から、公的年金の受給開始時期の選択肢拡大や在職老齢年金制度の見直しとともに制度が改正されたものである。公的年金に加えiDeCoなどの制度も活用して老後に備えることの重要性が増しており、より多くの人々がiDeCoを利用できるように制度を見直していくことが望ましい。

図表 6 iDeCo に関する制度改正の内容

施行日	内容
2022年4月1日	受給開始時期の選択肢の拡大
2022年5月1日	企業型DC・iDeCoの加入可能年齢の拡大
	脱退一時金の受給要件の見直し
2022年10月1日	制度間の年金資産の移換(ポータビリティ)の改善
	企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和
2024年12月1日	企業型DC、iDeCoの拠出限度額の見直し

(出所) 厚生労働省ウェブサイトをもとに大和総研作成

さらに、今年 10 月に予定されている制度改正が、企業型 DC 加入者に関する iDeCo 加入要件の緩和である。現在、企業型 DC を導入する企業においては、企業型 DC への事業主掛金の上限を減額することを規約で定めた場合に限り、従業員の iDeCo 加入が認められている。これが見直され、事業主掛金の上限の減額や規約の変更がなくても、拠出枠を余らせている場合には、企業型 DC の加入者が iDeCo に加入できるようになる（ただし、加入者がマッチング拠出を行っている場合などは除く）。

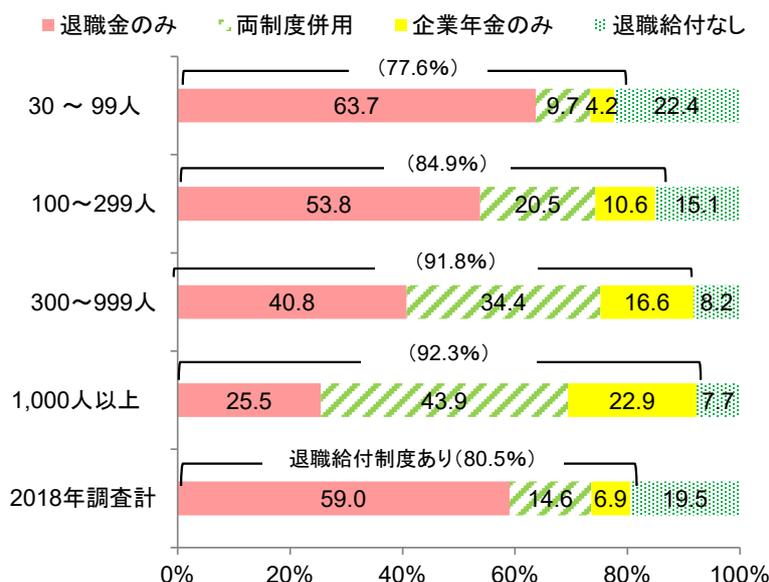
また、2024 年 12 月には、企業年金（DB や企業型 DC）に加入する会社員（第 2 号加入者）の iDeCo の拠出限度額が見直される。具体的には、既出図表 5 に示した「②企業年金あり」の（イ）（ウ）と「③公務員」の限度額である 1.2 万円が、「②企業年金あり」の（ア）と同じように 2 万円となる。企業型 DC や DB の事業主掛金額との合計で 5.5 万円が上限という枠自体に変更はないが、「②企業年金あり」の（イ）（ウ）と「③公務員」においては、すでに上限額まで拠出している層が大半を占めているとみられることから、さらに上乗せして拠出したいというニーズに対応する見直しといえよう。

企業年金のない会社員の iDeCo 利用促進に向けて

iDeCo の利用は着実に広がっており、今後も会社員や公務員を中心に加入者数の増加が期待される。中でも既出図表 3 の「②企業年金あり」に属する会社員は、今後の制度改正により iDeCo を利用しやすくなると思われ、動向が注目される。2020 年以降の新規加入者数の伸びが高い自営業者等や専業主婦等においても、これまで以上に iDeCo の利用が進むことを期待したい。

とは言え、全体で見れば iDeCo の加入率は未だ 1 割にも満たず、老後所得の充実という観点からすれば、さらに多くの人々へ利用を促すための取り組みを一層強化していく必要がある。特に重要なのは、企業年金に加入する会社員以上に自助の備えが必要と思われる、勤め先に企業年金、あるいは退職金といった退職給付制度が十分に整備されていない会社員へ向けた取り組みである。厚生労働省「平成 30 年就労条件総合調査 結果の概況」によれば、退職給付制度を導入していない企業の割合は 19.5%だが、従業員数の規模が小さい企業ほどその割合が高い（図表 7）。近年は中小企業を中心に企業年金を廃止する動きがあったため、それら企業の従業員に対する受け皿として iDeCo の利用を促していくことは、引き続き重要な課題である。

図表 7 退職給付制度の導入状況（2018年調査）

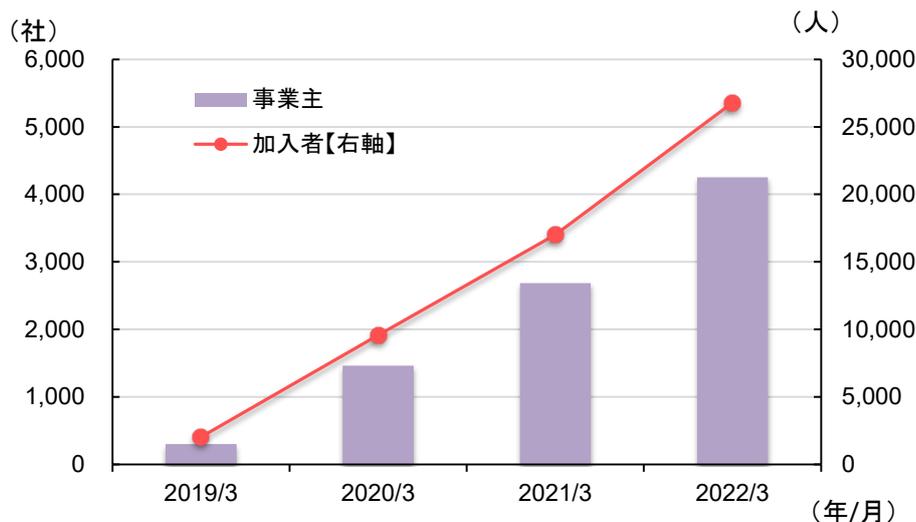


（出所）厚生労働省「就労条件総合調査」をもとに大和総研作成

この点、この層へ iDeCo 利用を促す取り組みとして期待されるのが、2018年5月に創設された「iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）」（イデコプラス）である。「iDeCo+」は、企業年金を実施していない従業員300人以下の企業を対象に、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に掛金を拠出できる仕組みである。iDeCo そのものは個人が任意で利用する制度だが、「iDeCo+」は職場を通じて従業員に iDeCo の利用を促すものであり、職場という利点を活用できる。例えば、給与天引きで簡単に掛金を拠出できる仕組みは多くの従業員にとって利用しやすく、また、会社の制度であれば、身近な同僚や先輩との情報共有の機会も得やすい。「iDeCo+」の導入には、労使協議による合意や導入にかかる準備作業等は発生するが、自社で企業年金制度を導入することと比較すればそのコストは低く、より小さな負担で福利厚生制度を充実させることができれば、企業にとってもメリットは大きい。

「iDeCo+」の実績を見ると、2018年5月の制度スタート以降、着実に増えてはいるものの、2022年3月時点の加入者数は2.7万人と（図表8）、対象となる既出図表3「①企業年金なし」の121.4万人に対して2%強にすぎない。厚生労働省や国民年金基金連合会には、制度の特徴や企業と従業員の双方にメリットがある点など、「iDeCo+」の魅力について周知徹底を図るための取り組みを強化していくことが求められよう。また、既出図表7で示したように、従業員300人超であっても退職給付制度を実施していない企業もあることから、従業員数にかかわらず「iDeCo+」の導入を認めるなど、対象企業の要件緩和も検討していく必要があるのではないかと。

図表8 「iDeCo+」の導入状況



(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入等の概況（各月時点）」より大和総研作成

加えて、2024年12月に企業年金に加入する会社員・公務員の拠出限度額が見直され、これにより企業年金加入者間の公平性は高められることになったが、企業年金のない会社員の拠出限度額は現行のままである。この点、企業年金の有無によらず会社員間の公平性を図る観点からの議論を進める必要があるだろう。現在、企業年金のない会社員の拠出限度額は、企業年金を実施している企業の事業主掛金と加入者掛金の実態の大半をカバーする水準を勘案して設定されたものと説明されている。そうであるとすれば、企業年金のある会社員に関する今回の拠出限度額の見直しにより掛金が増えることに合わせて、企業年金のない会社員が利用するiDeCoの拠出限度額も引き上げなければ平仄が合わない。

多くの人々が自助による備えを充実できるように政府がインセンティブ設計を工夫することは、将来の高齢者の貧困対策にもつながるはずだ。6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」（いわゆる「骨太方針2022」）では、政策を総動員するという「資産所得倍増プラン」のメニューの一つに「iDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革」が明確に位置付けられた。iDeCo 拡充のための、思い切った改革が求められる。